

## 消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第1章～第8章 (省略)	第1章～第8章 (同左)
第9章 資産の譲渡等の時期	第9章 資産の譲渡等の時期
第1節・第2節 (省略)	第1節・第2節 (同左)
第3節 <u>リース譲渡</u> に係る資産の譲渡等の時期の特例	第3節 <u>長期割賦販売等</u> に係る資産の譲渡等の時期の特例
第4節～第6節 (省略)	第4節～第6節 (同左)
第10章～第19章 (省略)	第10章～第19章 (同左)
(事業を廃止した場合の届出書の取扱い)	(事業を廃止した場合の届出書の取扱い)
1-4-15 課税事業者選択届出書を提出している事業者で、法第19条第1項第3号から第4号の2まで《課税期間の特例》、第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》又は第42条第8項《任意の中間申告》の規定の適用を受けている者が事業を廃止した場合における届出書の取扱いについては、次による。	1-4-15 課税事業者選択届出書を提出している事業者で、法第19条第1項第3号から第4号の2まで《課税期間の特例》、第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》又は第42条第8項《任意の中間申告》の規定の適用を受けている者が事業を廃止した場合における届出書の取扱いについては、次による。
(1) 法第9条第5項《課税事業者の選択不適用》、第19条第3項《課税期間の特例の選択不適用》、第37条第5項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の選択不適用》又は第42条第9項《任意の中間申告書の提出の取りやめ》のいずれかに規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、他の規定による事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。	(1) 法第9条第5項《課税事業者の選択不適用》、第19条第3項《課税期間の特例の選択不適用》、第37条第4項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の選択不適用》又は第42条第9項《任意の中間申告書の提出の取りやめ》のいずれかに規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、他の規定による事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 法第57条第1項第3号《事業を廃止した場合の届出》に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、法第9条第5項、第19条第3項、第37条第5項又は第42条第9項に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p> <p>(法人課税信託の受託者が提出する届出書等)</p> <p>4-4-3 法第9条第4項又は第5項《小規模事業者に係る納税義務の免除》、法第37条第1項又は第5項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》、法第37条の2第1項又は第6項《災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例》、法第57条《小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出》、令第20条の2第1項又は第2項《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》及び令第57条の2第1項又は第2項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用を受ける旨の届出等に関する特例》の届出又は申請に関する規定が適用されるのは固有事業者に限られるから、受託事業者はこれらの規定に関する届出書又は申請書は提出できない。</p> <p>ただし、法第19条第1項第3号から第4号の2《課税期間》及び法第30条第3項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定は、固有事業者における適用の有無にかかわらず、受託事業者においても適用されるので、受託事業者がこれらの規定の適用を受ける場合には、受託事業者ごとにこれらの規定に関する届出書又は申請書を提出する必要がある。</p> <p>(非課税となる行政手数料等の範囲等)</p> <p>6-5-1 国、地方公共団体、法別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託又は指定を受けた者が徴収する手数料等で法別表第一第5号イ及びロ《国、地方公共団体等が行う役務の提供》の規定により非課税となるのは、次のものであるから留意する。</p>	<p>(2) 法第57条第1項第3号《事業を廃止した場合の届出》に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったときは、法第9条第5項、第19条第3項、第37条第4項又は第42条第9項に規定する事業を廃止した旨の届出書の提出があったものとして取り扱う。</p> <p>(法人課税信託の受託者が提出する届出書等)</p> <p>4-4-3 法第9条第4項又は第5項《小規模事業者に係る納税義務の免除》、法第37条第1項又は第4項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》、法第37条の2第1項又は第6項《災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例》、法第57条《小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出》、令第20条の2第1項又は第2項《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》及び令第57条の2第1項又は第2項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用を受ける旨の届出等に関する特例》の届出又は申請に関する規定が適用されるのは固有事業者に限られるから、受託事業者はこれらの規定に関する届出書又は申請書は提出できない。</p> <p>ただし、法第19条第1項第3号から第4号の2《課税期間》及び法第30条第3項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定は、固有事業者における適用の有無にかかわらず、受託事業者においても適用されるので、受託事業者がこれらの規定の適用を受ける場合には、受託事業者ごとにこれらの規定に関する届出書又は申請書を提出する必要がある。</p> <p>(非課税となる行政手数料等の範囲等)</p> <p>6-5-1 国、地方公共団体、法別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託又は指定を受けた者が徴収する手数料等で法別表第一第5号イ及びロ《国、地方公共団体等が行う役務の提供》の規定により非課税となるのは、次のものであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下6-5-1において「独法等情報公開法」という。)第2条第1項《定義》に規定する独立行政法人等又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下6-5-1において「独法等個人情報保護法」という。)第2条第1項《定義》に規定する独立行政法人等のうち法別表第三に掲げる法人以外の法人が独法等情報公開法第17条第1項《手数料》又は独法等個人情報保護法第26条第1項《手数料》<u>若しくは第44条の13第1項《手数料》</u>に基づき徴収する手数料</p> <p>(注) 法別表第三に掲げる法人が独法等情報公開法第17条第1項《手数料》又は独法等個人情報保護法第26条第1項《手数料》<u>若しくは第44条の13第1項《手数料》</u>に基づき徴収する手数料は(1)ニ又はチに該当する。</p> <p><b>(介護保険関係の非課税の範囲)</b></p> <p>6-7-1 法別表第一第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 介護保険法の規定に基づく施設介護サービス費の支給に係る施設サービス イ・ロ (省略)</p> <p><u>ハ 介護保険法の規定により都道府県知事の許可を受けた介護医療院に入所する要介護者について行われる介護医療院サービス(要介護者の選定による特別な療養室の提供及び特別な食事の提供を除く。)</u></p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p>(7) 介護保険法の規定に基づく介護予防サービス費の支給に係る介護</p>	<p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下6-5-1において「独法等情報公開法」という。)第2条第1項《定義》に規定する独立行政法人等又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下6-5-1において「独法等個人情報保護法」という。)第2条第1項《定義》に規定する独立行政法人等のうち法別表第三に掲げる法人以外の法人が独法等情報公開法第17条第1項《手数料》又は独法等個人情報保護法第26条第1項《手数料》に基づき徴収する手数料</p> <p>(注) 法別表第三に掲げる法人が独法等情報公開法第17条第1項《手数料》又は独法等個人情報保護法第26条第1項《手数料》に基づき徴収する手数料は(1)ニ又はチに該当する。</p> <p><b>(介護保険関係の非課税の範囲)</b></p> <p>6-7-1 法別表第一第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 介護保険法の規定に基づく施設介護サービス費の支給に係る施設サービス イ・ロ (同左)</p> <p>(3)～(6) (同左)</p> <p>(7) 介護保険法の規定に基づく介護予防サービス費の支給に係る介護</p>

改 正 後	改 正 前
<p>予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護（以下6-7-1において「介護予防訪問入浴介護等」といい、要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供、特別な食事の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。）</p> <p>(8) 介護保険法の規定に基づく特例介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問入浴介護等又はこれに相当するサービス</p> <p>(9)～(15) (省略)</p>	<p>予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護（以下6-7-1において「介護予防訪問入浴介護等」といい、要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供、特別な食事の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。）<u>並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下6-7-1において「医療介護総合確保推進法」という。）附則第11条《介護予防サービスに係る保険給付に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下6-7-1において「旧介護保険法」という。）の規定に基づく介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等又は送迎を除く。）</u></p> <p>(8) 介護保険法の規定に基づく特例介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問入浴介護等又はこれに相当するサービス<u>並びに医療介護総合確保推進法附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護保険法の規定に基づく特例介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問介護及び介護予防通所介護又はこれらに相当するサービス（要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供、特別な食事の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。）</u></p> <p>(9)～(15) (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(旅館業に該当するものの範囲)</p> <p>6-13-4 令第16条の2《住宅の貸付けから除外される場合》に規定する旅館業法第2条第1項《定義》に規定する旅館業には、<u>旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業</u>が該当するのであるから留意する。</p> <p>したがって、ホテル、旅館のほか同法の適用を受けるリゾートマンション、貸別荘等は、たとえこれらの施設の利用期間が1月以上となる場合であっても非課税とはならない。なお、貸家業及び貸間業（学生等に部屋等を提供して生活させるいわゆる「下宿」と称するものを含む。）については、同法第2条第1項に規定する旅館業には該当しないのであるから留意する。</p> <p><u>(注) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項《定義》に規定する住宅宿泊事業は、旅館業法第2条第1項に規定する旅館業に該当することから、非課税とはならないことに留意する。</u></p> <p>(外航船等について資格の変更があった場合の取扱い)</p> <p>7-3-4 租特法第85条第1項《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》に規定する外航船等について、関税法第25条《船舶又は航空機の資格の変更》の規定による資格の変更があった場合における船用品又は機用品の取扱いについては、<u>関税法基本通達25-3《船舶の資格内変の際における残存船用品の取扱い》</u>の規定を準用するものとする。</p> <p>(輸出物品販売場における輸出免税の特例の適用範囲)</p> <p>8-1-1 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定は、輸出物品販売場を経営する事業者が、同項に規定する非居住者に対し、令第18条第1項《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する免税対象物品で、輸出するため同条第2項《購入手続》に規定する方法により購入されるものの譲渡を行った場合に適用されるのであるから、一般物品（同項第1号に規定する一般物品をいう。以下8-</p>	<p>(旅館業に該当するものの範囲)</p> <p>6-13-4 令第16条の2《住宅の貸付けから除外される場合》に規定する旅館業法第2条第1項《定義》に規定する旅館業には、<u>ホテル営業、旅館営業、簡易宿泊所営業</u>及び下宿営業が該当するのであるから留意する。</p> <p>したがって、ホテル、旅館のほか同法の適用を受けるリゾートマンション、貸別荘等は、たとえこれらの施設の利用期間が1月以上となる場合であっても非課税とはならない。なお、貸家業及び貸間業（学生等に部屋等を提供して生活させるいわゆる「下宿」と称するものを含む。）については、同法第2条第1項に規定する旅館業には該当しないのであるから留意する。</p> <p>(外航船等について資格の変更があった場合の取扱い)</p> <p>7-3-4 租特法第85条第1項《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》に規定する外航船等について、関税法第25条《船舶又は航空機の資格の変更》の規定による資格の変更があった場合における船用品又は機用品の取扱いについては、<u>関税法基本通達の25-4《船舶の資格内変の際における残存船用品の取扱い》</u>の規定を準用するものとする。</p> <p>(輸出物品販売場における輸出免税の特例の適用範囲)</p> <p>8-1-1 法第8条第1項《輸出物品販売場における輸出免税の特例》の規定は、輸出物品販売場を経営する事業者が、同項に規定する非居住者に対し、令第18条第1項《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲》に規定する免税対象物品で、輸出するため同条第2項《購入手続》に規定する方法により購入されるものの譲渡を行った場合に適用されるのであるから、一般物品（同項第1号に規定する一般物品をいう。以下8-</p>

改 正 後	改 正 前
<p>1-7の3までにおいて同じ。)の譲渡については、非居住者が、国内において生活の用に供した後に、輸出するため購入する場合であっても法第8条第1項の規定により消費税が免除されることに留意する。</p> <p>(注) 非居住者が、国内において生活の用に供するために購入する消耗品等(令第18条第1項第2号に規定する消耗品並びに同条第5項《<u>消耗品として免税販売手続を行う資産</u>》の規定により消耗品として同条第1項、第2項、第7項、第8項及び第18条の3第1項《<u>免税手続カウンターにおける手続等の特例</u>》の規定が適用される資産をいう。以下8-1-7の3までにおいて同じ。)の譲渡については、法第8条第1項の規定の適用はない。</p> <p>(一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合)</p> <p>8-1-2の2 令第18条第5項第1号《<u>消耗品として免税販売手続を行う資産</u>》に規定する「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」とは、一般物品と消耗品(同条第1項第2号《<u>輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲</u>》)に規定する消耗品をいう。以下8-1-2の2及び8-1-3の2において同じ。)を組み合わせる一の商品としている場合をいう。</p> <p>なお、一般物品の機能を発揮するために通常必要な消耗品が当該一般物品に付属されている場合は、「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」に該当せず、一の一般物品に該当することに留意する。</p> <p>(免税購入した消耗品等を国内において生活の用に供した場合)</p> <p>8-1-3の2 輸出物品販売場において、令第18条第2項《<u>購入手続</u>》に規定する方法により消耗品等を購入した非居住者が、当該消耗品等を国内において消費等生活の用に供した場合には、法第8条第3項《<u>輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収</u>》に規定する「当該物品を輸出しないとき」に該当することに留意する。</p>	<p>1-7の3までにおいて同じ。)の譲渡については、非居住者が、国内において生活の用に供した後に、輸出するため購入する場合であっても法第8条第1項の規定により消費税が免除されることに留意する。</p> <p>(注) 非居住者が、国内において生活の用に供するために購入する消耗品等(令第18条第1項第2号に規定する消耗品並びに同条第5項《<u>一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合</u>》)の規定により消耗品として同条第1項第2号及び第2項の規定が適用される資産をいう。以下8-1-7の3までにおいて同じ。)の譲渡については、法第8条第1項の規定の適用はない。</p> <p>(一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合)</p> <p>8-1-2の2 令第18条第5項《<u>一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合</u>》に規定する「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」とは、一般物品と消耗品(同条第1項第2号《<u>輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲</u>》)に規定する消耗品をいう。)を組み合わせる一の商品としている場合をいう。</p> <p>なお、一般物品の機能を発揮するために通常必要な消耗品が当該一般物品に付属されている場合は、「一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合」に該当せず、一の一般物品に該当することに留意する。</p> <p>(免税購入した消耗品等を国内において生活の用に供した場合)</p> <p>8-1-3の2 輸出物品販売場において、令第18条第2項《<u>購入手続</u>》に規定する方法により消耗品等を購入した非居住者が、当該消耗品等を国内において生活の用に供した場合には、法第8条第3項《<u>輸出免税物品を輸出しない場合の消費税の即時徴収</u>》に規定する「当該物品を輸出しないとき」に該当することに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第9章 資産の譲渡等の時期</p> <p>第3節 <u>リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例</u></p> <p>(<u>リース譲渡に係る特例の適用関係</u>)</p> <p>9-3-1 法第16条《<u>リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例</u>》の規定は、<u>同条第1項に規定するリース譲渡（以下この節において「リース譲渡」という。）</u>につき所法第65条第1項若しくは第2項《<u>リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期</u>》又は法第63条第1項若しくは第2項《<u>リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度</u>》の規定の適用を受ける場合に限って適用することができるのであるが、これらの規定の適用を受ける場合であっても、<u>リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期をその引渡し等のあった日によることとする</u>ことは差し支えないことに留意する。</p> <p>(注) <u>所法第132条第1項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》に規定する山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡に該当する資産の譲渡等に係る法第16条の規定の適用についても同様である。</u></p> <p>9-3-2 <u>(削除)</u></p>	<p>第9章 資産の譲渡等の時期</p> <p>第3節 <u>長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例</u></p> <p>(<u>長期割賦販売等に係る特例の適用関係</u>)</p> <p>9-3-1 法第16条《<u>長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例</u>》の規定は、<u>長期割賦販売等に係る資産の譲渡等につき所法第65条第1項若しくは第2項《延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期》若しくは第132条第1項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》</u>又は法第63条第1項若しくは第2項《<u>長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度</u>》の規定の適用を受ける場合に限って適用することができるのであるが、これらの規定の適用を受ける場合であっても、<u>長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期をその引渡し等のあった日によることとする</u>ことは差し支えないことに留意する。</p> <p>(<u>法人が行う長期割賦販売等の範囲</u>)</p> <p>9-3-2 法第16条第1項《<u>長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例</u>》に規定する<u>長期割賦販売等には、法人である事業者が行う次に掲げる金額の受領に係る取引で法第63条第6項《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》に定める長期割賦販売等の要件に該当するものが含まれるものとする。</u></p> <p>(1) <u>借地権又は地役権の設定の対価として支払を受ける権利金その他の一時金の額で法令第138条第1項《借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入》の規定の</u></p>

改正後	改正前
<p>9-3-3 (削除)</p> <p>(契約の変更があった場合の取扱い)</p> <p>9-3-4 法第16条第1項《<u>リース譲渡</u>に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定によりその賦払金の額に係る資産の譲渡等の時期につき特例を適用している<u>リース譲渡</u>についてその後契約の変更があり、賦払金の<u>支払期日</u>又は各<u>支払期日</u>ごとの賦払金の額が異動した場合には、その変更後の<u>支払期日</u>及び各<u>支払期日</u>ごとの賦払金の額に基づいて同項に規定するその賦払金の額に係る資産の譲渡等の時期の特例の計算を行う。ただし、その変更前に既に<u>支払期日</u>の到来した賦払金の額については、この限りでない。</p>	<p><u>適用があるもの</u></p> <p>(2) <u>建物の賃貸借契約に際して支払を受ける権利金その他の一時金の額</u></p> <p>(3) <u>ノウハウの設定契約に際して支払を受ける一時金又は頭金の額</u></p> <p>(長期割賦販売等の要件)</p> <p>9-3-3 法第16条第1項《<u>長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例</u>》に規定する<u>長期割賦販売等</u>（所法第65条第2項又は法第63条第2項に規定するリース譲渡を除く。）は、その対価の額の支払が月賦、年賦その他の賦払の方法により3回以上に分割して行われるものであることを要し、この「<u>月賦、年賦その他の賦払の方法</u>」とは、対価の額につき支払を受けるべき金額の支払期日（以下この節において「<u>履行期日</u>」という。）が頭金の履行期日を除き、月、年等年以下の期間を単位としておおむね規則的に到来し、かつ、それぞれの履行期日において支払を受けるべき金額が相手方との当初の契約において具体的に確定している場合におけるその賦払の方法をいうのであるが、各履行期における賦払金の額は必ずしも均等又は逡減若しくは逡増するものであることを要しないことに留意する。</p> <p>(契約の変更があった場合の取扱い)</p> <p>9-3-4 法第16条第1項《<u>長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例</u>》の規定によりその賦払金の額に係る資産の譲渡等の時期につき特例を適用している<u>長期割賦販売等</u>についてその後契約の変更があり、賦払金の<u>履行期日</u>又は各<u>履行期日</u>ごとの賦払金の額が異動した場合における同項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1) <u>その契約の変更後においてなおその資産の譲渡等が同項に規定する長期割賦販売等に該当するものである場合には、その変更後の履行期日及び各履行期日ごとの賦払金の額に基づいて同項に規定する</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) 令第36条の2第1項又は第2項《<u>リース譲渡の特例計算の方法により経理した場合のリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例</u>》の規定の適用についても同様とする。</p> <p><b>(対価の額に異動があった場合の調整)</b></p> <p>9-3-5 法第16条第1項《<u>リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例</u>》の規定によりその賦払金の額に係る資産の譲渡等の時期につき特例を適用している<u>リース譲渡</u>に係る対価の額につきその後値増し、値引等があったため当該<u>リース譲渡</u>に係る賦払金の額に異動が生じた場合には、その異動を生じた日の属する課税期間(以下9-3-5において「異動課税期間」という。)以後の各課税期間における当該賦払金の額に係る延払基準の方法の適用については、その異動後の賦払金の額(異動課税期間前の各課税期間において資産の譲渡等が行われた部分の金額を除く。)及び異動課税期間開始の日以後に受けるべき賦払金の額の合計額を基礎として9-3-4によりその計算を行うものとする。ただし、事業者がその値増し、値引等に係る金額をこれらの事実の生じた日の属する課税期間において行った資産の譲渡等に係るものとしているときは、これを認める。</p> <p>(注) 令第36条の2第1項又は第2項《<u>リース譲渡の特例計算の方法により経理した場合のリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例</u>》</p>	<p>の賦払金の額に係る資産の譲渡等の時期の特例の計算を行う。ただし、その変更前に既に<u>履行期日</u>の到来した賦払金の額については、この限りでない。</p> <p>(2) <u>その契約の変更によりその資産の譲渡等が長期割賦販売等に該当しないこととなった場合には、その資産の譲渡等に係る長期割賦販売等の額(当該課税期間前の各課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなされた部分を除く。)</u>は、その該当しないこととなった日の属する課税期間において資産の譲渡等を行ったものとする。</p> <p>(注) 令第36条の2第1項又は第2項《<u>リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例</u>》の規定の適用についても同様とする。</p> <p><b>(対価の額に異動があった場合の調整)</b></p> <p>9-3-5 法第16条第1項《<u>長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例</u>》の規定によりその賦払金の額に係る資産の譲渡等の時期につき特例を適用している<u>長期割賦販売等</u>に係る対価の額につきその後値増し、値引等があったため当該<u>長期割賦販売等</u>に係る賦払金の額に異動が生じた場合には、その異動を生じた日の属する課税期間(以下9-3-5において「異動課税期間」という。)以後の各課税期間における当該賦払金の額に係る延払基準の方法の適用については、その異動後の賦払金の額(異動課税期間前の各課税期間において資産の譲渡等が行われた部分の金額を除く。)及び異動課税期間開始の日以後に受けるべき賦払金の額の合計額を基礎として9-3-4によりその計算を行うものとする。ただし、事業者がその値増し、値引等に係る金額をこれらの事実の生じた日の属する課税期間において行った資産の譲渡等に係るものとしているときは、これを認める。</p> <p>(注) 令第36条の2第1項又は第2項《<u>リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例</u>》の規定の適用についても同様とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の規定の適用についても同様とする。</p> <p><b>(資産を下取りした場合の対価の額)</b></p> <p>9-3-6 事業者が<u>リース譲渡</u>を行うに当たり、頭金等として相手方の有する資産を下取りした場合において、当該資産の価額をその下取りをした時における価額を超える価額としているときは、その超える部分の金額については、当該下取りをした資産の譲受けに係る支払対価の額に含めないものとし、その<u>リース譲渡</u>をした資産につき、値引きをしたものとして取り扱う。</p> <p>(注) 下取りに係る資産を有していた事業者におけるその下取りに係る資産の譲渡に係る対価の額は、当該頭金等とされた金額となる。</p> <p><b>(支払期日に受領した手形)</b></p> <p>9-3-6の2 <u>リース譲渡</u>に係る賦払金のうち当該課税期間において<u>支払期日</u>が到来しないものについて事業者が手形を受領した場合には、その受領した手形の金額は、法第16条第1項括弧書《<u>リース譲渡</u>に係る資産の譲渡等の時期の特例》に規定する当該課税期間において支払を受けたものには含まれない。</p> <p><b>(債務不履行に伴う<u>リース譲渡</u>に係る資産の取戻し)</b></p> <p>9-3-6の3 事業者が<u>リース譲渡</u>をした後において、相手方の代金の支払遅延等の理由により契約を解除し、リース期間の中途において当該<u>リース譲渡</u>をした資産を取り戻した場合には、その取戻しは、その取戻しをした時における当該資産の価額を支払対価とする課税仕入れを行ったことになるのであるから留意する。</p>	<p><b>(資産を下取りした場合の対価の額)</b></p> <p>9-3-6 事業者が<u>資産の長期割賦販売等</u>を行うに当たり、頭金等として相手方の有する資産を下取りした場合において、当該資産の価額をその下取りをした時における価額を超える価額としているときは、その超える部分の金額については、当該下取りをした資産の譲受けに係る支払対価の額に含めないものとし、その<u>長期割賦販売等</u>をした資産につき、値引きをしたものとして取り扱う。</p> <p>(注) 下取りに係る資産を有していた事業者におけるその下取りに係る資産の譲渡に係る対価の額は、当該頭金等とされた金額となる。</p> <p><b>(履行期日に受領した手形)</b></p> <p>9-3-6の2 <u>長期割賦販売等</u>をした<u>資産の譲渡等</u>に係る賦払金のうち当該課税期間において<u>履行期日</u>が到来しないものについて事業者が手形を受領した場合には、その受領した手形の金額は、法第16条第1項かっこ書《<u>長期割賦販売等</u>に係る資産の譲渡等の時期の特例》に規定する当該課税期間において支払を受けたものには含まれない。</p> <p><b>(債務不履行に伴う<u>長期割賦販売等</u>に係る資産の取戻し)</b></p> <p>9-3-6の3 事業者が<u>資産の長期割賦販売等</u>をした後において、相手方の代金の支払遅延等の理由により契約を解除し、<u>長期割賦期間</u>(所法第67条の2第1項《<u>売買とされるリース取引</u>》又は法第64条の2第1項《<u>売買とされるリース取引</u>》に規定するリース取引(以下9-3-6の4及び11-3-2において「<u>リース取引</u>」という。))にあっては、<u>リース期間</u>の中途において当該<u>販売等</u>をした資産を取り戻した場合には、その取戻しは、その取戻しをした時における当該資産の価額を支払対価とする課税仕入れを行ったことになるのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) 当該相手方は、当該資産につき代物弁済による資産の譲渡を行ったことになる。</p> <p>(リース期間の終了に伴い返還を受けた資産)</p> <p>9-3-6の4 リース期間の終了に伴い賃貸人が賃借人からそのリース取引(所法第67条の2第1項《売買とされるリース取引》又は法第64条の2第1項《売買とされるリース取引》の規定により売買があったものとされるリース取引をいう。以下9-3-6の4及び11-3-2において同じ。)の目的物であった資産の返還を受けた場合における当該資産の返還は、資産の譲渡等に該当しない。</p> <p>なお、この場合において、当該資産に係るリース契約の残価保証額の定めに基づき賃貸人が賃借人から收受する金銭は、その收受すべき金額が確定した日の属する課税期間における資産の譲渡等の対価の額に加算するものとする。</p> <p>(注) 残価保証額とは、リース期間終了の時にリース資産(所法第67条の2第1項《売買とされるリース取引》又は法第64条の2第1項《売買とされるリース取引》に規定するリース資産をいう。)の処分価額がリース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合にその満たない部分の金額を当該リース取引に係る賃借人がその賃貸人に支払うこととされている場合における当該保証額をいう。</p> <p>(課税貨物を引き取った日の意義)</p> <p>11-3-9 法第30条第1項第3号《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する「課税貨物を引き取った日」とは、関税法第67条《輸出又は輸入の許可》に規定する輸入の許可を受けた日をいう。</p> <p>なお、関税法第73条第1項《輸入の許可前における貨物の引取り》に規定する承認を受けて課税貨物を引き取った場合における法第30条第</p>	<p>(注) 当該相手方は、当該資産につき代物弁済による資産の譲渡を行ったことになる。</p> <p>(リース期間の終了に伴い返還を受けた資産)</p> <p>9-3-6の4 リース期間の終了に伴い賃貸人が賃借人からそのリース取引の目的物であった資産の返還を受けた場合における当該資産の返還は、資産の譲渡等に該当しない。</p> <p>なお、この場合において、当該資産に係るリース契約の残価保証額の定めに基づき賃貸人が賃借人から收受する金銭は、その收受すべき金額が確定した日の属する課税期間における資産の譲渡等の対価の額に加算するものとする。</p> <p>(注) 残価保証額とは、リース期間終了の時にリース資産(所法第67条の2第1項《売買とされるリース取引》又は法第64条の2第1項《売買とされるリース取引》に規定するリース資産をいう。)の処分価額がリース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合にその満たない部分の金額を当該リース取引に係る賃借人がその賃貸人に支払うこととされている場合における当該保証額をいう。</p> <p>(課税貨物を引き取った日の意義)</p> <p>11-3-9 法第30条第1項第2号《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する「課税貨物を引き取った日」とは、関税法第67条《輸出又は輸入の許可》に規定する輸入の許可を受けた日をいう。</p> <p>なお、関税法第73条第1項《輸入の許可前における貨物の引取》に規定する承認を受けて課税貨物を引き取った場合における法第30条第1</p>

改正後	改正前
<p>1項の規定の適用は、実際に当該課税貨物を引き取った日の属する課税期間となるのであるが、令第46条第1項《輸入の許可前に引き取る課税貨物に係る消費税額の控除の時期の特例》の規定によることもできるのであるから留意する。また、関税法第77条第6項《郵便物の関税の納付等》の規定の適用を受ける郵便物を引き取った場合も同様である。</p> <p>(注) 保税地域から引き取る課税貨物につき特例申告書(法第2条第1項第18号《定義》に規定する特例申告書をいう。以下11-3-9及び15-4-6において同じ。)を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日の属する課税期間において法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用されるのであるから留意する。</p>	<p>項の規定の適用は、実際に当該課税貨物を引き取った日の属する課税期間となるのであるが、令第46条第1項《輸入の許可前に引き取る課税貨物に係る消費税額の控除の時期の特例》の規定によることもできるのであるから留意する。また、関税法第77条第6項《郵便物の関税の納付等》の規定の適用を受ける郵便物を引き取った場合も同様である。</p> <p>(注) 保税地域から引き取る課税貨物につき特例申告書(法第2条第1項第18号《定義》に規定する特例申告書をいう。以下11-3-9及び15-4-6において同じ。)を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日の属する課税期間において法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用されるのであるから留意する。</p>